

協定名	マボリシーハイツ第4期	協定区域	馬堀海岸1丁目	区画数	31区画	面積	0.57 ha
用途地域	第1種低層住居専用地域		防火地域	指定なし			
認可年月日	昭和59年9月25日	期間	10年（以降自動更新）				

項目	制限内容
敷地	* 区画の分割及び地盤面の変更（カーポート築造は除く）はしてはならない。 （ただし、2区画以上を取得し、元の1区画以上の面積に分割する場合はこの限りでない）
位置	* 建築物の外壁、またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。 （建築基準法施行令第135条の5（現政令第135条の20）各号の1に該当するものを除く） * 物置その他これに類する付属建築物等の床面積はそれぞれ10㎡以下とする。
用途	* 一戸建住居専用住宅〔2世帯同居住宅を含む。（注）〕 （注）1戸建の専用住宅であり、2世帯がそれぞれ独立して生活ができる玄関が共用となっているもの。 * 一戸建住居専用住宅又は店舗併用住宅（建築基準法施行令第130条の3の規定を準用）－6番1号～4号・8号～13号
形態	* 階数 2階以下（地階を除く） * 地盤面からの最高高さ 10m（西武不動産株より購入時の宅地地盤面） * 地盤面からの軒の高さ 6.5m（西武不動産株より購入時の宅地地盤面） * 北側斜線 5m+1.25L * 建ぺい率 40%〔6番1号～4号・8号～13号の店舗併用住宅については建築基準法第53条第3項第2号の緩和あり（ただし、住宅の用に供する部分は40%）〕 * 容積率 80%
構造	
意匠	
設備	

※建築をされる方は 建築確認申請をする前に協定区域内の委員会と事前のお話し合いを行ってください。

建築協定区域には、協定を運営するための委員会が設置されています。

協定委員会の連絡先は建築指導課許認可係(046-822-8527)までお問合せください。